



—自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入—

自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入することを内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」(令和6年法律第34号)が令和8年4月1日から施行され、自転車の交通違反で検挙された後の手続が大きく変わります。

これまで自転車の交通違反で検挙されると、自動車の違反時のような青切符ではなく、いわゆる「赤切符」等を用いた刑事手続による処理が行われ、警察による捜査を経て起訴され裁判を受けた結果、有罪となり罰金を納付するなど、いわゆる「前科」がつくことになっていました。

自転車も車両の仲間として交通ルールの遵守を図るために、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して青切符を導入することになり、自動車と同様に手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及を可能にするため、今後、違反の実情に即して自転車の安全な利用のための指導警告や、青切符、赤切符等による処理が行われます。

自転車の交通違反の指導取締り

青切符導入後も

- 自転車の交通違反に対しては、基本的に「指導警告」を実施
- 交通事故の原因となるような「悪質・危険な違反」は検挙の対象

という交通違反の指導取締りについての基本的な考えは変わりませんが、検挙された場合の手続が変わります。



青切符交付制度導入後の自転車取り締まりイメージ	
手続き	対象となる主な違反内容
交通反則切符(青切符)	<p>16歳以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ■信号無視 ■指定場所一時不停止 ■通行区分違反 ■通行禁止違反 ■遮断踏切立ち入り ■歩道における通行方法違反 ■制動装置不良自転車運転 ■携帯電話使用(ながら運転) ■緊急自動車妨害 ■公安委員会順守事項違反(傘差しなど)
(赤切符)	<p>え起訴検査見据</p> <ul style="list-style-type: none"> ■酒酔い運転 ■酒気帯び運転 ■携帯電話使用(危険を生じさせた場合)

青切符以外に自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分

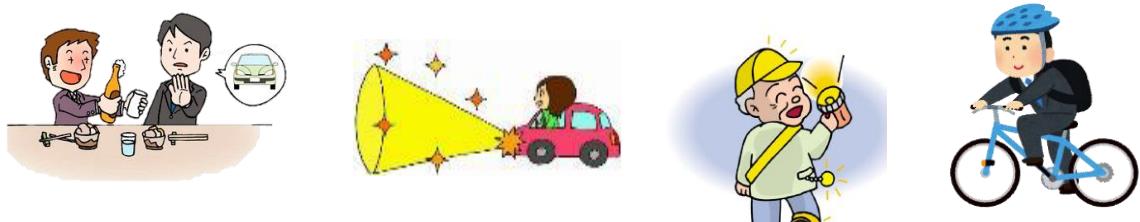
- 自転車の交通違反を繰り返したときは、自転車運転者講習の受講が必要となる。
- 自動車や原動機付自転車の運転免許を保有している者が、自転車乗車中に重大な事故や違反をした場合には、免許停止の可能性もある。

冬の交通安全運動がはじまります

12月10日(水)から12月19日(金)までの10日間

スローガン：飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

- 運動重点：
- 1 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進
 - 2 夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止
 - 3 自転車等の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



10月末現在、千葉県内で96名の方が交通事故で亡くなっています。

昨年の同期比では12人減少しておりますが、未だ全国的にも高水準の状況が続いており、茂原市では本年10月末現在、189件の交通事故が発生し、1名の方が尊い命を落とし、244名の方が負傷しています。

そのような中で年末年始は、お酒を飲む機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生も懸念されます。

また、日没が早い時期であることから、夕暮れ時や夜間、明け方の交通事故の増加も心配されます。暗い時間帯に歩いて外出する場合は、明るい色の服を着用したり、反射材を身に着けるなど、ドライバーや周囲から発見されやすい格好を心がけてください。

そのお酒、抜けてないよ



酔いがさめるまでの時間の目安

お酒1単位

(純アルコール20%を含む酒量)

例



ビール
500ml



日本酒
1合180ml



ワイン
グラス2杯200ml

分解するのに約4時間

(体重60kgの標準的な成人男性の場合)
※性別、年齢、体重、体质などで変わります。

2単位なら約8時間

3単位なら約12時間…

➡ 睡眠中はさらに分解が遅くなります。翌朝も要注意！

(政府広報オンラインより)

〈連絡先〉

茂原市役所 市民部 生活課

TEL 0475-20-1505 (月～金 8:30～17:15)

